#### 新型コロナウイルス感染症の「次なる波」に備えた当面の医療・検査体制について

新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備え、一般医療とのバランスも考慮しながら、病院・宿泊療養施設等の役割分担の徹底と円滑な入退院等「入口」及び「出口」対策を進め、患者対応が目詰まりなく行われ、県民が安心して必要な医療を受けられるよう医療提供体制の充実を図る。

#### I 入口対策

# 1 入院医療体制 (650 床程度→839 床)

- (1) 患者状況等を踏まえた医療提供体制の構築
  - ・患者状況や国対処方針等を踏まえ、陽性者の状況に応じた入院・宿泊療養等の役割分担
  - ・フェーズに応じた医療提供体制シナリオの見直し

# (2) 入院対応医療機関の役割分担の徹底

- ・入院対応医療機関における重症、中等症、軽症対応病床区分のさらなる明確化と役割に応じた運用の徹底(重症・中軽症 → 重症・中等症・軽症)
- ・保健所及び医療機関相互における情報の共有
- ・県立加古川医療センターの臨時重症専用病棟(4月供用開始)を活用した重症患者の受入 対応力強化と感染症に対応する医療人材の育成

# |2 宿泊療養施設 | (700 室程度→1000 室程度)

- (1) 受入対象患者の弾力運用の継続
  - ・医師等の判断により、変異株陽性患者も含め無症状者等の入院を経ない宿泊療養を実施

# (2) 医療ケアの充実

・オンコール医師及び常駐看護師等の対応に加え、兵庫県医師会協力の下、特定の宿泊療養施設(ホテルヒューイット甲子園)への医師派遣を継続するとともに、姫路市等の他施設への拡大(4月~)

#### Ⅱ 出口対策

# 1 症状軽快者の転院等受入促進

- ① 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進
- ② 入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送促進 について各医療機関へ再徹底

# |2 回復者の転院・社会福祉施設への受入促進|

- (1) 退院基準満了証明の発行
  - ・県が回復者の退院基準満了証明を行い(医療機関が交付)、社会福祉施設等への円滑な受 入を促進

# (2) 転院等支援窓口の設置

・県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「新型コロナウイルス感染症回復者 転院支援窓口」の設置、入院対応医療機関等への周知

(受入登録病院:186病院、入院対応医療機関からの問い合わせ件数:23件)

・新たに介護サービス等が必要となる場合には、居宅介護支援事業者等がサービス提供事業所を調整

#### (3) 転院受入医療機関等への支援

・転院受入れ医療機関、及び社会福祉施設等への入所が必要な場合の受入れ事業所等への 支援(1名受入れあたり10万円)を実施

#### Ⅲ 自宅待機者へのフォローアップ

#### 1健康観察の実施

- (1) 感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、保健師等による相談を実施
- (2) 高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問等を実施

# 2 新たな取組の検討

自宅待機者に対する訪問診療の促進(往診を行う医療機関に対する支援の実施)や食料品・ 衛生資材等の配布等について、関係機関と検討

#### Ⅳ 外来•検査

### 1 外来医療体制

「帰国者・接触者外来 (75 機関)」及び「発熱等診療・検査医療機関 (1,181 ヶ所)」の体制を当面の間、維持するとともに、引き続き「相談 → 受診 → 検査」の流れを確保する。

区分	神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但 馬	丹 波	淡 路	合計
帰国者·接 触者外来	11	27	14	5	12	3	2	1	75
発熱等診 療・検査	327 (11)	353 (25)	148 (13)	64 (5)	154 (11)	51 (3)	29 (2)	55 (1)	1, 181 (71)

※発熱等診療・検査医療機関のうち帰国者・接触者外来は()で記載

- ① 「受診・相談センター」を引き続き開設し、発熱等の受診にあたっては、かかりつけ 医など身近な医療機関にまず電話等で相談してから受診することについて、県民への呼 びかけを継続
- ② 「発熱等診療検査医療機関」については、診療時間の調整など柔軟な対応により継続
  - ・ 個人防護具等の資機材の配布や感染拡大防止対策等に要する費用の補助(令和2年度に同補助を受けた医療機関を除く。)は引き続き実施
  - ・ 国の直接補助である「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援 補助金」は今年度末終了となることから、県としては国に継続又は代替補助を要望

# 2 検査体制

衛生研究所、医療機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援のほか、民間検査機関の活用などにより、検査体制の拡充を図る。

#### 【PCR檢查体制】

· O · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
	区 分	現状(件)	従前(件)					
	兵庫県	700	700					
衛生研究所等	保健所設置市	685	685					
	小 計	1, 385	1, 385					
民間検査機関		2, 440	1, 430					
医療機関		2, 375	1, 235					
合 計		6, 200	4,050					

(1) モニタリング検査

引き続き国に協力して、検査場所の調整等を行い市中等でモニタリング検査を実施

(2) 変異株の PCR 検査

国の要請:5~10% → 40%

- ① 県立健康科学研究所では、<u>自施設</u>で検査した陽性検体のCt値30以下の検体について変異株PCR検査を実施(実施率約60%)。3/29よりゲノム解析についても実施
- ② 管内医療機関(地方衛生研究所を設置していない西宮市、明石市管内を含む。)と連携して、陽性患者の検体について、県立健康科学研究所への提供を働きかける。
- ③ <u>民間検査機関</u>については、国の要請により自ら変異株 PCR 検査を実施する体制が進められている。